



三重県公報

平成23年10月4日（火）

第 2331 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
628	保安林の指定をする予定である旨の通知	(森林保全室)	2
選 管 告 示			
102	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	2
103	三重県議会議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(同)	2
104	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	4
105	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	4
106	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	(同)	5
107	政治団体の平成21年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	5
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男女共同参画・NP O室)	5
	同件	(同)	6
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	6
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整室)	6
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(同)	7
	平成23年度砂利採取業務主任者試験の実施	(流域維持管理室)	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策室)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発室)	8
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅室)	8
収 用 委 公 告			
	土地収用法の規定による収用の裁決手続の開始決定	(収用委員会)	10
	土地収用法施行令に基づく公示による通知	(同)	10
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(管財室)	11
	落札者を決定した旨	(防災対策室)	11

告 示

三重県告示第 628 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
松阪市飯高町田引字小谷 384、385、386 の 9、399 の 1
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字小谷 384・399 の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県環境森林部森林保全室及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 102 号

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

老人ホームの項中

「伊賀市高畑字深田 784-2	ケアハウスおおぞら	」を
「伊賀市高畑字深田 784-2	ケアハウスおおぞら	に改める。
伊賀市畑村 1860 番地	介護付有料老人ホームハーモニーハウス伊賀大山田	

三重県選挙管理委員会告示第 103 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、平成 23 年 4 月 10 日執行の三重県議会議員選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年4月10日執行 三重県議会議員選挙(四日市市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
6,832,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	永田 正巳	所属党派	無所属	期間	平成23年5月12日から	第2回分
出納責任者氏名	永田 正憲				平成23年6月17日まで	

収入							
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	支出			
				人件費			0 円
				家屋費			753,900
				選挙事務所費			753,900
				集会会場費			0
				通信費			53,180
				交通費			0
				印刷費			0
				広告費			0
				文具費			0
				食糧費			0
				宿泊費			0
				雑費			39,533
その他の寄附	0件	0					
その他の収入		10,000					
今回計		10,000		今回計			846,613
前回計		3,923,400		前回計			3,080,226
総計		3,933,400		総計			3,926,839

	項 目	金 額
支出のうち 公費負担相当額	ポスターの作成	261,870 円
	計	261,870 円

報告書受理年月日	平成23年7月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

三重県選挙管理委員会告示第 104 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示します。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
北まもる後援会	久保和正	北美知子	度会郡玉城町矢野 579-245	
小林ゆたか後援会	森島千里	小林茂弘	度会郡玉城町中楽 311	
坪井信義後援会	杉野正	坪井弘文	度会郡玉城町田丸 48	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
自由民主党磯部町支部	主たる事務所の所在地	志摩市磯部町山原 280	志摩市磯部町穴川 231	政党
自由民主党磯部町支部	代表者	森本雅太	向原勇	政党
自由民主党 21 世紀三重をつくる会	主たる事務所の所在地	桑名市大字萱町 28-5	四日市市大字西阿倉川 1275-20	政党
自由民主党 21 世紀三重をつくる会	代表者	平野繁	伊藤八十一	政党
自由民主党三重県第二選挙区支部	主たる事務所の所在地	鈴鹿市算所町 1240	鈴鹿市算所 2 丁目 7-8	政党
自由民主党三重県第二選挙区支部	代表者	水谷隆	鈴木英敬	政党
自由民主党三重県第二選挙区支部	会計責任者	山際功修	生川慶一郎	政党
自由民主党四日市市支部	主たる事務所の所在地	四日市市笹川 7 丁目 52-2	四日市市富州原町 27-8	政党
自由民主党四日市市支部	代表者	津田健児	日置記平	政党
自由民主党四日市市支部	会計責任者	石川善己	伊藤元	政党
日本共産党北勢地区委員会 現状の政治を憂う志民の会	代表者 政治団体の名称	中野武史 現状の政治を憂う志民の会	松岡三郎 地域政党「津・志民旋風」	政党
日本薬業政治連盟三重県支部	主たる事務所の所在地	津市新町 1 丁目 5-22	津市丸之内養正町 5-24	
三重県看護連盟	会計責任者	中井タミ子	藤本慈子	
四日市歯科医師連盟	会計責任者	田中淳一	斎藤政夫	

三重県選挙管理委員会告示第 105 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき告示します。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

政治団体の名称	解散年月日	備考
自由民主党三重県尾鷲市・北牟婁郡第一支部	平成 23 年 7 月 31 日	政党
自由民主党三重県熊野市第一支部	平成 23 年 5 月 31 日	政党
えとう洋子後援会	平成 23 年 8 月 7 日	
片岡のりみつ後援会	平成 23 年 9 月 16 日	
児玉えつ子後援会	平成 23 年 8 月 7 日	

櫻井清蔵後援会 平成23年6月7日
「政治 in 奉仕活動」ネットワーク 平成23年6月9日
萩野虔一後援会 平成23年7月10日

三重県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき告示します。

平成23年10月4日

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	三重県選挙管理委員会委員長 浅尾光弘	
			新	旧
小島智子	小島とも子後援会	主たる事務所の所在地	桑名市藤が丘3丁目902	桑名市中央町5丁目59-2
藤岡和美	現状の政治を憂う志民の会	資金管理団体の名称	現状の政治を憂う志民の会	地域政党「津・志民旋風」

三重県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成21年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年10月4日

三重県選挙管理委員会委員長 浅尾光弘

櫻井清蔵後援会

報告年月日 平成23年6月7日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

「政治 in 奉仕活動」ネットワーク

報告年月日 平成23年6月9日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年10月4日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 認証年月日
平成23年9月26日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 すずのね
 - (2) 代表者の氏名

岸田 建雄

- (3) 主たる事務所の所在地
鈴鹿市河田町 1064 番地の 1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、主に知的障がい者（以下「障がい者」という。）に対して、自宅において良好に日常生活を継続できるよう日常支援活動、社会参加活動、福祉的就労の場を提供するとともに、障がい者が心身ともに安らぎと、生きがい豊かな生活を確保するための事業活動を推進し、よって地域福祉の充実に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 23 年 9 月 26 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 山・川・海を守る会
- (2) 代表者の氏名
杉本 建夫
- (3) 主たる事務所の所在地
度会郡度会町棚橋 608 番地 1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域市民に対して、山・川・海の環境保全に関する事業を行い、もって水の汚染防止と人の健康促進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 23 年 11 月 20 日まで縦覧に供します。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 23 年 9 月 20 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 PPK四日市
- (2) 代表者の氏名
植松 正弘
- (3) 主たる事務所の所在地
四日市市あかつき台三丁目 8 番地 1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、人生経験豊かな高齢者が、自らの能力を活かして生き生きと活動のできる場を作るための各種社会貢献事業を行い、もってより良い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の前退任の届出がありました。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

阿山町土地改良区（伊賀市馬場 1128 番地）

退任理事

伊賀市石川 2253 番地

〃 波敷野 784 番地

橋本 直 担

稲林 武 久

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、札幌土地改良区から申請のありました土地改良事業（札幌土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 土地改良事業計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間
平成 23 年 10 月 5 日から同年 11 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所
四日市市役所商工農水部農水振興課（四日市市諏訪町 1 番 5 号）

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、平成 23 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 試験期日
平成 23 年 11 月 11 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験場所
津市栄町 1 丁目 891
三重県勤労者福祉会館 6 階 講堂
- 3 受験願書の受付期間
平成 23 年 10 月 7 日から同月 28 日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）
- 4 受験願書の請求先
三重県県土整備部流域維持管理室及び各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課
- 5 その他
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付する試験実施要綱を参照してください。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
亀山都市計画火葬場
亀山市斎場
- 2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策室

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 23 年 9 月 2 日	松阪市久米町字町田 1810 ほか 4 筆	松阪市久米町 1150-1 マルキ産業有限会社 代表取締役 藤 村 正 明
平成 23 年 9 月 2 日	松阪市久米町字町田 1816	松阪市久米町 1150-1 藤 村 正 明
平成 23 年 9 月 5 日	桑名郡木曾岬町大字富田子字五の割 366-2	愛知県名古屋市中村区井深町 15-15 株式会社コマリヨー 代表取締役 河 瀬 徹
平成 23 年 9 月 6 日	亀山市田村町字女ヶ坂 1375 ほか 34 筆	亀山市川合町 1217-2 有限会社シラカワ 代表取締役 中 川 賢 一
平成 23 年 9 月 7 日	松阪市松ヶ島町字小蔵町 1007-1 ほか 14 筆ほか	松阪市松ヶ島町 946 社会福祉法人若葉福祉会 理事長 高 島 徹
平成 23 年 9 月 9 日	多気郡明和町大字馬之上字里中 186-3 ほか 2 筆	多気郡明和町大字馬之上 124-3 有限会社中川組 代表取締役 中 川 和 也
平成 23 年 9 月 12 日	伊勢市御菌町長屋字吉祥 2919-1 ほか 1 筆	愛知県小牧市光ヶ丘 2 丁目 16-1 竹 内 詮 吉
平成 23 年 9 月 15 日	松阪市嬉野算所町字東浦 226-1	松阪市嬉野算所町 228-1 杉 山 雄 介

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成 23 年 10 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 受付期間

平成 23 年 10 月 4 日（火）から同月 31 日（月）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成 23 年 12 月 2 日（金）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに郵送してください。

- 北勢ブロック 三重県北勢地区管理事業共同体
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1249-1
- 中勢・伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
- 南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数（優先戸数）
	川越	豊田一色（一般）	1
		高見ヒルズ（一般）	2
	四日市	あこざ（一般）	1
		高花平（一般・単身可）	1
		笹川（高齢者）	1

北勢ブロック		笹川（高齢者・単身可）	1
		笹川（一般・単身可）	1
		笹川（一般）	2
		笹川第二（一般）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般）	4(1)
		桜島（高齢者）	2
		桜島（一般）	2
中勢・伊賀ブロック	津	千里（一般・単身可）	3(1)
		千里（高齢者・単身可）	3
		千里（高齢者）	1
		サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（一般）	5(1)
		一身田（一般・単身可）	2
		一身田（一般）	2
		一身田（高齢者）	1
		一身田（身障用）	1
		船頭町（一般）	1
		結城（一般・単身可）	2
		サンシャイン千里（特公賃）	5
	伊賀	カーサ上野（一般）	1
南勢ブロック・東紀州ブロック	松阪	五反田（高齢者）	1
		粥田（高齢者・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	2
		エスペラント末広（一般）	1
		エスペラント末広（特公賃）	5
	伊勢	城田（一般・単身可）	1

※ 台風第12号により被災された方に県営住宅を提供するため、今回は東紀州地域の定期募集を行いません。

- (1) 表中の（優先戸数）は、母子世帯等が対象となります。
- (2) 表中の（特公賃）は、「特定公共賃貸住宅」のことで、4の(3)の収入基準以上の収入を有する者を対象とする住宅です。

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（老人、身体障がい者等については、特定の住宅に限り単身でも入居することができる場合があります。）。
- (2) 三重県内に住所又は勤務先を有すること。
- (3) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料又は損害賠償金を滞納している者

イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用、自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料又は損害賠償金の支払を免れたことがある者

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅室住宅管理グループ（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 三重県北勢地区管理事業共同体（電話 059-373-6802）

中勢・伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

収用委公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。

平成23年10月4日

三重県収用委員会会長 北岡 雅之

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線新設工事（三重県北牟婁郡紀北町海山区船津字相神地内から同町海山区船津字前柱地内、同町海山区馬瀬字鯨地内から同町海山区馬瀬字童子ヶ谷地内、同町紀伊長島区道瀬字段ノ尻地内から同町紀伊長島区古里字大河内地内、同町紀伊長島区長島字久賀地内から同町紀伊長島区東長島字向井田地内まで）及びこれに伴う附帯工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

（土地の所在） 三重県北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字童子ヶ谷

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
670番	山林	山林	109	109.67	109.67

4 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明。ただし、土地登記記録表題部所有者欄の名義人 原 京藏 住所不明

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した日

平成23年9月26日

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行います。

平成23年10月4日

三重県収用委員会会長 北岡 雅之

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務担当部署（三重県津市広明町13番地、三重県総務部法務・文書室）に保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

なお、受領しないときは、平成23年10月24日の経過をもってその送達があったものとみなされます。

記

1 事件名

高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線新設工事（三重県北牟婁郡紀北町海山区船津字相神地内から同町海山区船津字前柱地内、同町海山区馬瀬字鯨地内から同町海山区馬瀬字童子ヶ谷地内、同町紀伊長島区道瀬字段ノ尻地内から同町紀伊長島区古里字大河内地内、同町紀伊長島区長島字久賀地内から同町紀伊長島区東長島字向井田地内まで）及びこれに伴う附帯工事に係る裁決申請及び明渡裁決申立事件

2 通知の名称

平成23年9月28日付け三収委第32号 審理の開始について（通知）

- 3 通知を受けるべき者
 - (1) 住 所 不明
 - (2) 氏 名 不明。ただし、土地登記記録表題部所有者欄の名義人 原 京藏
- 4 公示による通知に係る土地の所在及び地番
三重県北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字童子ケ谷 670 番

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成23年10月4日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県本庁舎他ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県総務部管財室 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 平成23年9月7日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 愛知県豊田市細谷町3丁目1番1
日本環境安全事業株式会社豊田事業所 所長 庄賀 文彦 |
| 5 | 契 約 金 額 | 33,554,000円（消費税及び地方消費税含む） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成23年10月4日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県防災通信ネットワーク更新工事（衛星系） |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県防災危機管理部防災対策室 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成23年8月29日 |
| 4 | 落 札 者 | 愛知県名古屋市中区橘二丁目3番33号
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中部社 社長 山口 和洋 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 2,196,799,000円
契約金額 2,306,638,950円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札（施工体制確認型総合評価方式） |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成23年7月5日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>